

4. 事実確認等

事実確認に際しては、児童等の人権・特性に配慮するとともに、名誉・尊厳を害しないよう注意しなければならない。そのため、被害児童やその保護者の意見を踏まえながら、事実確認を進めることが有効と考えられる。ただし、被害児童等への配慮やプライバシーの保護等を理由に、必要な対応を怠るようなことがあってはならない。また、事実の有無の評価が行われる前の段階では、加害が疑われる者に対しても、その人権に配慮した公正・中立な対応が求められる。

児童の特性や調査の状況等によっては、聴き取りや事実の有無の評価の難易度が高いケースも想定される。児童への配慮を欠いた聴き取りや、誤った事実の有無の評価は、被害児童及び加害が疑われる者の権利を含め、重大な影響を生じさせ得る。こうしたことを踏まえ、そのようなケースにおいては心理や法律の専門家（弁護士等）の知見や協力を得ることが有効と考えられる。

（1）事実確認の進め方（総論）

事実確認については、原則、客観証拠（客観証拠の例は p62「(3)情報及び客観証拠の保全」を参照）を収集すること及び両当事者（被害児童及び加害が疑われる者）に対する聴き取りを適切なタイミングで行うことが、有効と考えられる。被害の発生を把握した後、可能な限り速やかに、事実確認を開始することが求められる。

犯罪が疑われる場合は、警察と連携することが適切な対応であると考えられる（事業者による聴き取りは、警察の指示を踏まえて実施する）。

他方、例えば次のようなケースの場合は、被害児童への聴き取りを要しない又は控えることが望ましい場合があると考えられる。

❖ 被害児童への聴き取りを要しない又は控えることが望ましいケースの例

- ・ 未就学児等、被害児童本人への聴き取りが困難だと考えられる場合（保護者への聴き取りを検討）
- ・ 加害者の本人特定や加害の内容に明らかな客観証拠があり、被害児童への聴き取りは不要と認められる場合（客観証拠がある被害以外に、被害がないか確認することは求められる）
- ・ 加害者が加害を認めており、加害者又はその弁護士から必要な事項を聴取できる場合
- ・ 被害児童及びその保護者が、聴き取りを拒否している場合

また、次のケースでは、必要に応じて被害児童及びその保護者に予め伝えた上で、第三者に聴き取りを行うことが有効と考えられる。

他方、被害を把握していない第三者に聴き取りを行う際には、性暴力被害／加害の疑惑があること及びこれらの者が疑われているということが察知されないように工夫して行うことが求められる。

❖ 第三者への聴き取りを検討するケースの例

- ・ 当事者から第三者の存在が明らかになった場合（例 ▶ 第三者が性暴力の状況を目撃した可能性がある場合、性暴力発生日時に近接したタイミングで、被害児童又は加害が疑われる者と第三者が関わっている場合、被害児童から被害の開示を第三者が受けている場合）
- ・ 客観証拠がない場合※
- ・ 被害児童及びその保護者と、加害が疑われる者の主張が食い違う場合
 - ※客観証拠がない場合は、予め、被害児童及び加害が疑われる者の日頃の関係性・関わりを知る者に聴き取りを行うことにより、より適切に当事者への聴き取りを行うことができることがある。

聴き取りを行う際は、事案に応じ、次の3つのパターンが考えられ、個別に行うことが求められる。

- 被害児童⇒加害が疑われる者
- 被害児童⇒第三者⇒加害が疑われる者
- 被害児童⇒加害が疑われる者⇒第三者

聴き取り内容については、ありのままの事実を、聴取者の意見を交えず、可能な限り本人の語った言葉そのままに記録することが重要である。児童は誘導や暗示の影響を受けやすいとの指摘があることや、被害児童の心身に負担があることを考慮し、誘導的に聴いたり、何度も同じことを聴いたりしないように留意するとともに、捜査機関等において行っている代表者聴取の取組にも留意する（詳細は p54「【コラム】被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと」を参照）。

特に、被害児童や加害が疑われる者への聴き取りは難易度が高いため、外部専門家の知見や協力を得ることも有効と考えられる。

（2）事実確認を行う体制

事実確認は、次の①～③等の事案の区分（内容）によって、「警察」「相談・報告等を踏まえた対応を行うチーム」等が実施することが考えられる。

❖ 事案区分ごとの事実確認に関する対応例

事案区分	事実確認に関する対応の例
① 犯罪が疑われる場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察への通報や相談 ● 保護者への連絡・説明 ● 警察による事実確認への協力（情報保全、客観証拠の保全等） ● 加害が疑われる者への聴取（処分等に備えるため）
② 犯罪に該当するとは限らないが、性暴力が疑われる場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察への相談 ● 保護者への連絡・説明 ● 警察による事実確認が行われない場合には、「相談・報告等を踏まえた対応を行うチーム」による事実確認の実施 ● 聴き取り等においては、性暴力事案への対応に関する経験・知見を有する外部機関の協力を得ることも検討
③ 不適切な行為が疑われる場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設・事業所・組織の長や副長、管理職等による事実確認の実施

※各事案区分の具体例は、p7～8を参照。

※既存の法令・ガイドライン等で、事案に応じた対応する関係機関（警察、自治体、教育委員会等）への通報等が求められている場合があることに留意。（「第4章 3. 事業者内外の報告のルール化」及び「（参考）既存のガイドライン等における通報等の記載」を参照）

① 犯罪が疑われる場合

犯罪の疑い（犯罪に該当し得るか不明瞭な場合を含む）を把握した段階で、速やかに警察に通報や相談をすることが適切な対応であると考えられる（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の第18条第2項及び第7項に基づき、学校等は通報が義務となっている）。

保護者による加害が疑われる場合を除き、事業者から警察に通報や相談を行う前には、被害児童及びその保護者等に警察への通報や相談を行うことを伝えることが望ましい。仮に被害児童及びその保護者が警察への通報や相談を望まない場合でも、なぜ望まないのかを丁寧に聴き取り、不安に寄り添いつつも（例▶「不安に思うことを含めて、一緒に警察に相談してみましよう」と提案する。安心させる目的であっても、できないことをできるとは言わない）、犯罪の疑いがある場合は、再被害や他の児童への被害拡大等を防止するため、警察への通報や相談が適切な対応であることを、丁寧に説明することが重要である（再掲）。

また、原則として、証拠隠滅等による事実究明の妨げを避けるため、警察による事情聴取が行われる前に、事業者が単独で、加害が疑われる者に事実確認（聴き取り）を行うことは避けることが望ましい（再掲）。

犯罪の疑いがある場合、警察による事実確認が行われるため、その他関係者（被害児童や第三者等）への聴き取り等を含めて、警察の指示に従って動くことが望ましいと考えられる。

事業者は、p48「性暴力の疑いの発覚時の対応」にて得られた情報の保全や、客観証拠の保全に努め、警察に協力することが重要となる。

❖ 留意点

- 性暴力の疑いが発覚した場合における必要最低限の確認（「性暴力の疑いの発覚時の対応」を参照）を除き、被害児童への聴き取りは、まずは捜査機関に任せることが望ましい。事業者が被害児童の聴き取りを行い、その後警察に通報することになると、警察・検察からも同じ話を被害児童に求めることになるなど、被害児童に無用な負担を増やすことになりかねず、また、事業者による誤った聴き取りを行うことで、司法手続において信用性のある証拠として採用されないリスクがある（詳細は p54【コラム】被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと」を参照）。

② 犯罪に該当するとは限らないが、性暴力が疑われる場合

犯罪に該当するか否かは一般の者において判断することは困難を伴うため、判断に迷う場合は、性暴力の疑いを把握した段階で、警察に相談することが適切な対応と考えられる（相談する場合の留意事項は①を参照）。

犯罪に該当するか分からない場合や、緊急の対応を必要としない場合に、警察に電話で相談できる窓口がある。

【相談時間】平日 8:30～17:15

【連絡先】#9110

【URL】 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/3.html>

犯罪には該当しない性暴力が疑われる場合又は警察によるその後の捜査が行われない場合には、第5章で形成したチームのメンバーを中心に、事実確認を行うことが考えられる。

③ 不適切な行為が疑われる場合

施設・事業所・組織の長や副長、管理職等、あるいは相談・報告等を踏まえた対応を行うチームが、事実確認を行うことが考えられる。

なお、事業者においては、事案区分の判断に迷う／判断が困難な場合が想定されるが、その場合には、より重大な事案区分に該当することを想定して早期に警察に通報や相談するなどの対応が適切と考えられる。当初は「不適切な行為」のみと思われていたものの、調査をしていく中で、性暴力が発覚する場合があることに留意し、そのような場合には、①又は②のケースとして対応する。

◆ 障害のある児童への対応における留意事項の例 ◆

- ①犯罪が疑われる場合、②犯罪に該当するとは限らないが、性暴力が疑われる場合のいずれの場合も、障害者虐待防止法に基づき、市区町村が事実確認を行う。事業者としては、警察のほか、自治体の障害者福祉担当課や障害者虐待防止センターへの通報をすることが適切と考えられる。特に犯罪が疑われる場合には、事業者側で詳細な事実確認はしないことが求められる。

◆ ベビーシッター事業者の場合 ◆

- 事業者が児童に直接事実確認を行うケースは少なく、保護者を通じた聴き取りがなされていることが多いが、第5章のチームより、適切な事実確認等の対応ができることが望ましい。
- この場合も、事業者が保護者と連絡を密にし、聴き取りの際の留意事項等を伝達し、犯罪が疑われる場合には、警察への通報や相談を推奨する等の対応が望ましい。

❖ 専門家との連携の考え方の例

- 事実確認等に際して、事業者が単独で実施するか、専門家（例 ▶ RIFCR™研修[※]を受けた聴き取りの経験者、事実確認に慣れた弁護士）と連携するか否かは、個別のケースの状況に応じて総合的に判断する。専門家の助言のもと、事業者において聴き取り等を行うケースや、専門家が直接聴き取りを行うケースが考えられる。なお、考慮要素として一般的に考えられる例は、次のとおりであるが、これ以外にも個別のケースに応じて、様々な考慮要素があると考えられる。判断に迷う場合や、「自分たちで実施するのは難しい」と感じた場合には、専門家に相談・依頼することが有効と考えられる。

①被害児童への聴き取りにおける考慮要素例

- 被害児童の特性（例 ▶ 知的障害・発達障害等の有無）
- 事業者による聴き取りに慣れているか否か（例 ▶ ト라우マ反応への対応、発達段階を踏まえた聴き取り、被害児童の心理への配慮）
⇒考慮した結果、困難を感じた場合には、例えば、RIFCR™研修を受けた聴き取りの経験者等と連携して実施することが考えられる。

②加害が疑われる者等への聴き取り、事実の有無の評価における考慮要素例

- 行為の悪質性、犯罪の疑いがあるか否か
- 加害が疑われる者が、児童への加害を認めているか否か
- 加害行為を客観的に証明する証拠（例 ▶ 録音データ、SNSのやりとり）があるか否か
- 加害が疑われる者が上位者や、大きな権限を有する者であるか否か
⇒犯罪が疑われる場合には速やかに警察に通報や相談をする。また、考慮した結果、困難を感じた場合には、例えば、事実確認に慣れた弁護士と連携して実施することが考えられる。

- 一方で、被害児童への聴き取りは、専門家の協力を得るまでに時間がかかると、せっかく被害を吐露し始めた児童が口を閉ざしてしまったり、記憶が薄れてしまったりすることもある。特に低年齢の場合は、知らない人には、被害を話さず、信頼できる従事者であれば吐露する場合がある。

このため、こうした事態が生じる前から、事業者自身が、従事者に対して、被害児童への聴き取りに関する研修（例▶ RIFCR™研修）を受講させるなどして、対応できるようにすることが重要と考えられる。

- いざという時に相談できる専門家を、日頃から探しておくことも有効と考えられる（例▶ 児童への性暴力防止に詳しい専門家に、講演/研修をしてもらう等により関係性を築いておく）。
- 小規模な事業者では、内部での対応が難しい場合も想定されるが、業界団体において、こうした専門家と日頃から連携し、事案が生じた場合に、加盟事業者に速やかにアドバイスできるような仕組みの構築が期待される。

※**RIFCR™（リフカー）**：RIFCR™とは、アメリカ・ミネソタ州の「子ども虐待評価・研修センター」によって開発された面接プロトコル。具体的には、こどもの周囲にいる大人が、性虐待等、人には話しづらい経験をしたことが疑われる子どもに対してどのように面接し、何を聞くべきで、何を聞くべきでないかということを半構造化した面接プロトコル等のこと。日本では、認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパンが、RIFCR™研修を提供している。

（3）情報及び客観証拠の保全

事業者は、「性暴力の疑いの発覚時の対応」において、被害児童等から開示された情報に関する記録を適切に保存することが重要と考えられる。

また、客観証拠として、例えば次に掲げるものを適切に保全することが有効と考えられる。警察等から事実確認に関する要請があった場合には、必要な協力を行う。

- 施設・事業所内の防犯カメラ、写真・録音等の直接的な証拠
- SNS の投稿やメッセージアプリ、メールのやり取り
- 服務上の記録等（従事者の出退勤履歴、被害が生じた教室・部屋等の解錠・施錠の記録、鍵の管理状況等）
- 児童への何らかの性暴力場面や行動・行為の直接目撃情報の記録
- 性暴力に使用されたものや被害児童の衣服等（警察が指紋や体液等の必要な客観証拠を採取できるよう、施設・事業所内に性暴力と何らかの関係があると考えられるものがあれば、洗浄等することなく保全しておく）等

※性暴力の事実を示す客観証拠があって、必要性が低い場合には、被害児童への聴き取りを行わないことが考えられる。

適切な措置を講ずることなく、 客観証拠を削除させた場合の判例

- 性暴力を受けた証拠となり得る娘の画像・動画を公立中学校の教頭が加害男子生徒に削除させたため、事実確認ができなくなり、法的措置をとる機会を奪われたとして、娘の保護者が同校を所管する自治体に慰謝料など約110万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が2024年9月に地裁であり、裁判長は、画像・動画の保全措置を講じる義務に違反したとして、44万円の支払いを命じている。
- このケースでは、中学在籍時に女子生徒は、同じ学校の男子生徒の求めに応じて性的な画像と動画をSNSで送信。また、スマートフォンで動画撮影しながらの性行為を行った。後日、娘から「半ば無理やりだった」と聞いた両親が、学校側に男子生徒のスマートフォンのデータの保全を求めた。しかし、教頭は男子生徒とその両親と面談した際、スマートフォンに保存されていた画像・動画を両親の目の前で削除させていた。
- 地裁の判決では、都道府県教育委員会の手引に、性的な画像が発見された場合に、「安易に削除するような指導はせず、被害生徒や保護者の意向を確認するまで学校に一時預けるよう指導する」と記載されており、学校側には動画の保全義務があったと認定し、両親が動画を確認して法的措置を検討する機会を奪ったとしている。

(4) 聴き取り

聴き取りにおいては、何を目的としているか否かで、聴き取り対象や聴き取り事項が異なる。

事業者は、まず事実の有無の確認（以下「事実確認」という。）を行うことを目的に、適切なタイミングで、関係者に聴き取りを行うことが想定される。また、警察の捜査により、事実確認が行われる場合でも、警察の捜査情報は原則秘匿であり、捜査により得られた事実を事業者は把握できないため、事業者として、被害児童の保護や支援、再発防止策、加害が疑われる者への処分等を検討することを目的に、警察の捜査とは別に、事実確認を含む聴き取りを行う場合がある。もっとも、この場合には、捜査の支障とならないように、事業者が、被害児童や加害が疑われる者へ聴き取りを行う場合には、事前に捜査機関に相談することが求められる。

聴き取り事項の例は、次表に記載した対象ごとに、ア～ウにおいて記載している。

また、聴き取り方法の一例については、参考資料編 ■ 「4. 児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例」に掲載している。

❖ 聴き取りの目的と主な対象のイメージ

目的	聴き取り対象		
	被害児童及び保護者	加害が疑われる者	第三者
① 事実確認	●	●	● ※ 1
② 被害児童の保護・支援の検討	●		
③ 再発防止策の検討	● ※ 2	●	● ※ 3
④ 処分内容の検討	● ※ 2	●	

※ 1 p58「事実確認の進め方（総論）」の「第三者への聴き取りを検討するケースの例」を参照すること。

※ 2 事実確認や、児童の保護・支援のための聴き取りにより、結果として再発防止・処分内容の検討につながり得る。

※ 3 早期発見に向けては、周囲の第三者がどのように認識していたかが重要なポイントになり得る。

ア. 被害児童及び／又は保護者への聴き取り

事業者は、主に次の場合に、「事実確認」を目的として、被害児童とその保護者への聴き取りを行うことが考えられる（発覚時の初期的な聴き取りは、本項で記載している内容と異なるため、p48「性暴力の疑いの発覚時の対応」を参照すること）。

- ・「犯罪に該当するとは限らないが、性暴力が疑われる場合」及び「不適切な行為が疑われる場合」
- ・警察に通報や相談をしたものの、警察の捜査が行われないことが確定した場合や、事業者による聴き取りをしても良いと警察から言われた場合

被害児童への聴き取りは難易度が高いため、可能な限り、適切な聴き取り方法を学び身に付けた従事者を担当にして実施することが有効と考えられる。また、外部専門家の知見や協力を得ることも有効と考えられる。

被害児童への聴き取りは、児童の安全確保のため、加害が疑われる者とは分離した上で行うことが重要である。また、聴き取りは事実確認の場であり、その場で指導を行わないこと（指導を行うと、児童が指導につながり得るような行動を説明しなくなるなど事実確認に支障をきたすため）、被害児童の言い分に対して疑いを持った態度で聴かないこと等に留意する。

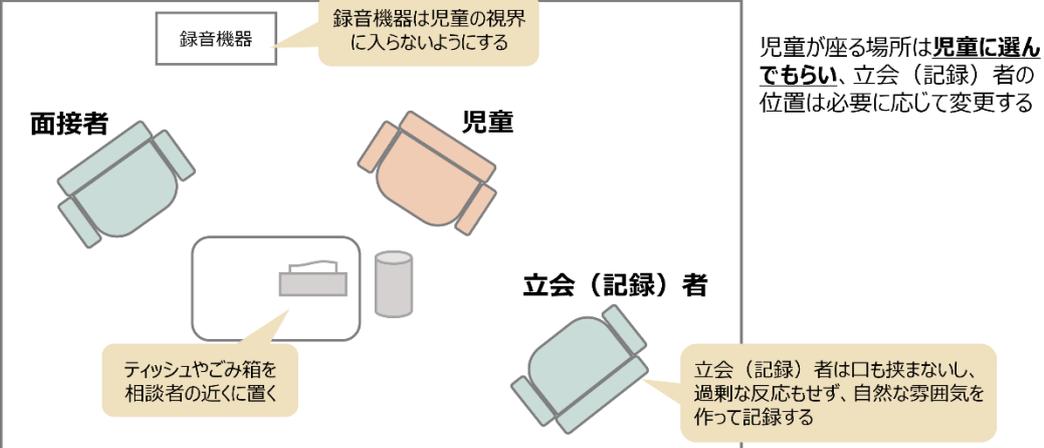
被害児童への聴き取りを要さない、あるいは控えるべきケースについては、p58「被害児童への聴き取りを要しない又は控えることが望ましいケースの例」に記載している。

ただし、前述のケースにより、被害児童に対する、「事実確認」を目的とした聴き取りを控える場合であっても、「被害児童の保護・支援」の検討の観点で、被害児童や保護者が、事業者に望む対応について、聴き取りを行うことはなお重要と考えられる。また、聴き取りを拒絶される場合にも、他にも被害児童がいる可能性や、加害が疑われる者がその後も加害を繰り返す可能性があることを伝えた上で、少しでも協力してもらえないか依頼してみる（それが結果として、再発防止や処分内容の検討に資することになる）ことが考えられる。

なお、警察の捜査が行われる場合には、被害児童は既に事実確認の聴取を受けている場合があるため、被害児童の心身に負担をかけないためにも、事業者が再度、「事実確認」を目的とした聴き取りを被害児童に行うことは避け、「被害児童の保護・支援」を目的とした聴き取りを中心に行うことが望ましい。

警察の捜査が行われる場合に、事業者が、再発防止策や加害が疑われる者への処分を検討するために、被害児童側に事実確認を行う際は、警察から情報提供を受けている保護者やその弁護士に、情報提供を依頼することが考えられる。

区分	実施例・留意点の例
聴き取り 担当者	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童への聴き取りは、適切な聴き取り方法を学び身に付けた従事者1名が実施することが望ましい（複数人から行うと児童が混乱するため）。また、被害児童の話を客観的に聴くことができる者を立会（記録）者とする。 ● 被害児童によっては、初対面の者には心を開かず、信頼関係のある従事者であれば回答してくれるケースも見られるため、信頼関係のある従事者が、聴き取り方法のレクチャーを受けて、被害児童への聴き取りを行うことが有効な場合もある。 <p>このため、児童の状態や周囲との関係性、発生した事案の特性に応じて、児童をよく知る人が同席することが適切な場合もあれば、逆に信頼できる第三者のみで行う方がよい場合もある。「児童が真実を話しやすい相手は誰か」との観点から、誰がどのように聴き取るか、適切に決定することが重要と考えられる。</p>

区分	実施例・留意点の例
	<ul style="list-style-type: none"> ● 面接者と立会者が、児童がいる場で話し合うことは、児童の不安の高まりや記憶の汚染につながり得るため、控えることが望ましい。 ● 施設・事業所・組織内の人員で、児童への聴き取りを行うことに課題があるときは、性暴力被害者への聴き取りについて、知見を有する外部専門家の協力を得ることも考えられる（例▶ RIFCR™研修を履修済みの者、性暴力被害児童への聴き取りに知見・経験がある公認心理師や臨床心理士）。
<p>聴き取り場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の人に話の内容を聞かれず、話が中断されることのない、静かな落ち着いた場所で行う。 ● 聴き取り担当者による圧力やプレッシャーを軽減するために、面接者と児童は向かい合うのではなく斜めに並ぶ、立会（記録）者は児童の視界に極力入らない場所に座る等の配慮も有効と考えられる。 <p>【レイアウト例】</p>  <p>（出典：東京都教育委員会「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」より作成）</p>
<p>聴き取り事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 最初に、児童に答えたくない質問には答えなくても良いし、曖昧なことや分からないことは分からないと答えて良いことを伝える。 ● 基本は、「いつ」「どこで」「どのように（身体のどの部分に等）」について聴き取る（誰が、何をしたのは、発覚時に確認していると想定しており、必要がなければ繰り返し聞かないこと）。児童によっては、日時の記憶等が正確に残っていない可能性があるが、それを無理にかつ誘導的に聞き取ろうとはせず、「何か当時の状況で覚えていることはありますか？」と広く聞き、「その日は雨が降っていた」等の周辺情報を拾うことによって、推測することが有効な場合がある。 ● 「周囲に他に人がいたか」「被害の前後で、関わりがあった人がいるか」を聴くことで、第三者への聴き取りにつながる場合がある。 <p>被害児童とその保護者への聴き取り事項の例</p> <p>※次の表の内容はあくまで例であり、「事実確認」の例示を全て被害児童等に聞く必要はない。被害児童の傷つきの状況も踏まえ、無用な負担がかからないよう、必要最小限の範囲で聴き取りを行うことに留意する。</p>

区分	実施例・留意点の例	
	目的	聴き取り事項（例）
	事実確認	被害の内容（誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしたか 等） 被害の期間・回数（どのくらいの期間、何回くらい、被害を受けたか、前にもいやだと感じることがあったか 等） 客観的証拠（送られたメール、SNS、手紙、物品等はあるか、被害児童本人記載の日記・メモ、被害を開示された大人が残した書面等はあるか 等） 関係する第三者の存在（被害の前後に見たり関わりがあったりした他の人がいたか、いたとすれば誰か 等） 被害を開示した第三者の存在（誰かにこの話をしたか、したとすれば誰にか 等） 他の被害児童の存在（他に同じようなことをされた人はいるか、いたとすれば誰か） （被害を受けた日から開示日までに時間が経過している場合）開示に至った理由（今、被害について話そうとしたのは、何か理由があるか）
	目的	聴き取り事項（例）
	保護・支援	被害児童の変化（からだ、こころ、行動の変化の有無） 現在の生活状況（保育園に行けなくなり、保護者が働けなくなっている 等） 被害児童の考え方（加害者に対する処罰感情、どのような対応を望むか 等） 保護者の考え方（加害者に対する処罰感情、どのような対応を望むか 等） 事業者に対して求めること
⇒被害児童とその保護者への聴き取り方法の一例については、参考資料編 ■「4. 児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例」に掲載。		
聴き取り時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴き取り時間が長くなり、児童に負担をかけないように配慮する。 ● 聴き取り時間の最大時間は、5分×年齢くらいを目安とする考え方がある⁴。 	
聴き取り時の留意点	留意点	内容
	感情的な対応にならない	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童は最初からすべてを開示することはなく、事実を一部だけ話して相手の様子を見て、この人にそれ以上話しても大丈夫か感じ取ろうとする。 ● それに対して、大人が怒りや動揺を見せたり、児童を非難したりすると、児童はそれ以上話ができなくなる。
	無理に聴きすぎない	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童が積極的に話をする場合には遮る必要はなく、あれこれ質問しすぎないように留意する。
	誘導や圧力にならないようにする	<ul style="list-style-type: none"> ● 「〇〇さんから～と聞いた」は誘導につながる表現なので避ける。 ● 「WHY」は児童にとっては「非難されている」との圧力になる。「HOW」に言い換える（「なぜそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」等）。
	開示をほめ過ぎない	<ul style="list-style-type: none"> ● 開示を褒めるのは、聴き取りの最後にする。 ● 開示直後にそれを伝えると、児童は「ほめられた」「もっとほめてもらおう」と思い、話を作ってしまうこともある。

⁴ 札幌市「札幌市立中学校における重大事態調査報告書【公表版】」（平成29年1月）

区分	実施例・留意点の例								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 241 568 398">他の人が同じ話を聞くことは避ける</td> <td data-bbox="568 241 1422 398"> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害体験を忘れたと思っている児童にとって、何度も話を聞かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることになる。 ● 児童の話の内容や記憶そのものが変化してしまうリスク（記憶の汚染）もある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 398 568 521">分からないことは言わない、できない約束はしない</td> <td data-bbox="568 398 1422 521"> <ul style="list-style-type: none"> ● 「誰にも言わないからお話して」等、児童に嘘をついて裏切ることになると、その後の信頼を失うことになる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 521 568 645">次に相談できる機会を提供する</td> <td data-bbox="568 521 1422 645"> <ul style="list-style-type: none"> ● 最初の聴き取りでは、児童は開示への心の準備ができていないかもしれない。話をする時間を取ってくれたことをねぎらうとともに、「話したくなったらまた聴かせてね」と次の開示の機会もあることを伝える。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 645 568 723">被害者の権利を伝える</td> <td data-bbox="568 645 1422 723"> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童に、質問する権利（「知りたいことがあれば何でも質問して」）、知る権利（「分かる範囲できちんと答える」）があることを伝える。 </td> </tr> </table> <p data-bbox="336 734 1406 768">（出典：NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご「学校で性暴力被害がおこったら 危機対応手引き」）</p>	他の人が同じ話を聞くことは避ける	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害体験を忘れたと思っている児童にとって、何度も話を聞かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることになる。 ● 児童の話の内容や記憶そのものが変化してしまうリスク（記憶の汚染）もある。 	分からないことは言わない、できない約束はしない	<ul style="list-style-type: none"> ● 「誰にも言わないからお話して」等、児童に嘘をついて裏切ることになると、その後の信頼を失うことになる。 	次に相談できる機会を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ● 最初の聴き取りでは、児童は開示への心の準備ができていないかもしれない。話をする時間を取ってくれたことをねぎらうとともに、「話したくなったらまた聴かせてね」と次の開示の機会もあることを伝える。 	被害者の権利を伝える	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童に、質問する権利（「知りたいことがあれば何でも質問して」）、知る権利（「分かる範囲できちんと答える」）があることを伝える。
他の人が同じ話を聞くことは避ける	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害体験を忘れたと思っている児童にとって、何度も話を聞かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることになる。 ● 児童の話の内容や記憶そのものが変化してしまうリスク（記憶の汚染）もある。 								
分からないことは言わない、できない約束はしない	<ul style="list-style-type: none"> ● 「誰にも言わないからお話して」等、児童に嘘をついて裏切ることになると、その後の信頼を失うことになる。 								
次に相談できる機会を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ● 最初の聴き取りでは、児童は開示への心の準備ができていないかもしれない。話をする時間を取ってくれたことをねぎらうとともに、「話したくなったらまた聴かせてね」と次の開示の機会もあることを伝える。 								
被害者の権利を伝える	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童に、質問する権利（「知りたいことがあれば何でも質問して」）、知る権利（「分かる範囲できちんと答える」）があることを伝える。 								
記録上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴き取りの日時、場所、聴取者・立会者、聴き取り内容等を記録する。 ● 本人に負担感がないか十分に確認した上で、録音・録画をすることが、正確な記録を残す上で有効と考えられる（本人に抵抗感がある場合は、無理をさせない）。 <p data-bbox="373 902 1422 1077">録音・録画が難しい場合には、聴取者と被害児童の発言を、用いられた表現や言葉をそのまま記録に残すよう努める（不適切な行為が疑われる場合であっても、被害児童が低年齢であったり、被害を隠そうとしていたりする場合、後々、犯罪も行われていたことが判明すると、聴取者の質問内容に、誘導的な質問がなかったかの証拠となるため）。</p>								